

【米国】USPTO「PCT Informed Examination Requestパイロットプログラム」を開始

米国特許商標庁（USPTO）は、2026年4月9日付の連邦官報（Federal Register）において「PCT Informed Examination Request（PIER）パイロットプログラム」の開始を公表しました。

PIERパイロットプログラムは、PCT国際段階の成果物（国際調査報告（ISR）、国際調査機関の見解書（WO）、国際予備審査報告（IPRP）等）を活用し、米国における審査の効率化を図る制度です。

これにより、審査待ち件数（inventory）の削減、審査期間（pendency）の短縮、審査品質の向上を図ることを目的としています。

1. 対象出願

PIERパイロットプログラムは、未審査の米国移行出願の中からUSPTOが選定した案件に適用されます。

出願人が、パイロットプログラムへの参加を申請したり、選定対象から除外を求めたりすることはできません。

USPTOは、対象として選定した出願に対して、情報提供要求（Requirement for Information: RFI）を発行します。

2. 選定された場合の対応

出願人は、RFIに対し、以下のいずれかを選択して応答する必要があります。

- ・ 審査を進める
- ・ 審査を遅延する（最大12か月）
- ・ 出願を明示的に放棄する

応答期間は2か月であり、最大4か月の延長が可能です（合計最大6か月）。

期限内に応答しない場合、出願は放棄されたものと見做されます。

詳細につきましては、以下URLより2026年4月9日付の連邦官報をご参照ください。

<https://www.federalregister.gov/documents/2026/04/09/2026-06903/pct-informed-examination-request-pilot-program>